

JIS

電動アシスト自転車

JIS D 9115 : 2018

(JBPI)

平成 30 年 9 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	島 谷 克 史	公益社団法人消費者関連専門家会議
	寺 山 博 子	イオン株式会社
	中 里 憲 司	一般社団法人繊維評価技術協議会
	中野子 礼 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	山 口 公 樹	一般社団法人日本オフィス家具協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 21.9.24 改正：平成 30.9.20

官 報 公 示：平成 30.9.20

原 案 作 成 者：一般財団法人自転車産業振興協会

(〒590-0948 大阪府堺市堺区戎之町西 1 丁 3-3 TEL.072-238-8731)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 構成及び部品	4
5 安全性（性能，構造及び形状・寸法を含む。）	4
5.1 一般	4
5.2 ブレーキ	4
5.3 操縦部	4
5.4 フレーム	4
5.5 前ホーク	4
5.6 車輪（一体車輪も含む。）	4
5.7 クイックリリース装置	4
5.8 タイヤ及びチューブ	4
5.9 駆動部	4
5.10 サドル	4
5.11 保護装置	4
5.12 照明装置及びリフレクタ	4
5.13 警音器	5
5.14 錠	5
5.15 スタンド	5
5.16 リヤキャリア及びフレームの静的強度	5
5.17 駆動補助装置	5
5.18 組電池	5
5.19 充電器	5
6 製品の設計における要求事項	6
7 外観	6
8 試験方法	6
8.1 バッテリーランプの点灯持続時間及び光度	6
8.2 駆動補助装置の強度試験	6
8.3 耐振性試験	6
9 検査	7
10 表示	7
11 取扱説明書	7
附属書 A（規定）人の力を補う原動機の基準	8

	ページ
附属書 B (規定) 原動機の基準の細目及び時間応答性の基準	9
附属書 C (規定) 製品の設計における要求事項	14
附属書 D (規定) 一充電当たりの走行距離の測定・表示方法	17
解 説	26

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人自転車産業振興協会（JBPI）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS D 9115:2017** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

電動アシスト自転車

Electric power assisted bicycles

序文

この規格は、平成 21 年に制定され、その後、平成 25 年、平成 29 年の“製品規格”の改正を経て今日に至っている。

現在、電動アシスト自転車は、国・地域ごとに機能・構造・性能が大きく異なる製品が存在しているが、我が国における“電動アシスト自転車”の安全性及び利便性の確保を図るため、安全要求事項、試験方法、設計における要求事項などを標準化することによって、利害関係者の相互理解を深めることを目的として改正した日本工業規格である。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、JIS D 9111 の表 1 (分類) で分類される電動アシスト自転車について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級 (IP コード)

JIS C 8702-1 小形制御弁式鉛蓄電池－第 1 部：一般要求事項、機能特性及び試験方法

JIS C 8702-3 小形制御弁式鉛蓄電池－第 3 部：電気機器への使用に際しての安全性

JIS C 8712 ポータブル機器用二次電池（密閉型小型二次電池）の安全性

JIS C 9335-1 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

JIS C 9335-2-29 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

JIS C 9502 自転車用灯火装置

JIS C 60050-161 EMC に関する IEV 用語

JIS D 9111 自転車－分類、用語及び諸元

JIS D 9301 一般用自転車

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JIS C 60050-161、JIS D 9111 及び JIS D 9301 によるほか、次による。